

議 案 名	富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>こどもの医療に係る現物給付の対象地域が埼玉県内全域になること等に伴い、富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>(1) 子ども医療費の現物給付の範囲が、富士見市・ふじみ野市・三芳町内の医療機関から埼玉県内の医療機関に拡大するため、改正をするものです。 ・改正条文 第5条第2項</p> <p>(2) 保険医療機関等で医療を受ける場合の被保険者資格の確認において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が導入されたため、改正をするものです。 ・改正条文 第6条第3項を改め、第4項</p> <p>(3) 条文の文言整理のため、改正を行うものです。 ・改正条文 第2条から第6条及び第8条中</p>
施 行 日	<p>(1) 令和4年10月1日 (2) (3) 公布の日</p>

富士見市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第45号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護しているもの_____をいう。</p> <p>(3) <u>受給資格者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、富士見市の区域内に住所を有する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子ども（以下「対象となる子ども」という。）を現に監護している主たる生計維持者であり、第4条に規定する子ども医療費の受給資格を市長から認定されたものをいう。</u></p> <p>(4) 医療費 国民健康保険法_____又は社会保険各法_____に規定する医療に要する費用をいう。</p> <p>(5) 一部負担金等 子どものに係る医療費のうち、国民健康保険法による<u>世帯主又は</u>社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて医療の給付に係り負担すべき額をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護している<u>主たる生計維持者</u>をいう。</p> <p>(3) 医療費 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は<u>規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）</u>に規定する医療に要する費用をいう。</p> <p>(4) 一部負担金等 子どものに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて医療の給付に係り負担すべき額をいう。</p>

(支給対象者)

第3条 次条に規定するこども医療費の支給の対象となる者は、対象となるこども

\_\_\_\_\_の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の保護者は除く。

(1) (略)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置により児童福祉施設その他の施設等に入所している者であつて、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主、社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となつたもの

(3)・(4) (略)

(5) 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第22号)に基づき医療費の支給を現に受けている者

(支給の額)

第4条 市長は、保護者が\_\_\_\_\_対象となるこどもに係る一部負担金等を支払った場合において、当該支払額を支給する。ただし、次に掲げるものがあるときは、その額を控除した額(以下「こども医療費」という。)を支給する。

(1)～(4) (略)

(支給対象)

第3条 この条例に定める医療費\_\_\_\_\_の支給の対象となる者は、富士見市の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であるこども(以下「対象となるこども」という。)の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の保護者は除く。

(1) (略)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所している者であつて同法第27条第1項第3号の措置を受けているもの

(3)・(4) (略)

(5) 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第22号)に基づき医療費の支給を受けることができる者

3 対象となるこどもの医療の受給期間は、対象となるこどもが満15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(支給の額)

第4条 市は、保護者が前条の対象となるこどもに係る一部負担金等を支払った場合において、当該支払額を支給する。ただし、次に掲げるものがあるときは、その額を控除した額(以下「こども医療費」という。)を支給する。

(1)～(4) (略)

(支給の方法)

第5条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となるこどもが規則で定める 保険医療機関等において医療を受けたときは、当該保険医療機関等の請求により、当該医療に係るこども医療費を受給資格者に代わって当該保険医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた対象となるこどもの受給資格者に対してこども医療費の支給があったものとみなす。

(受給資格者の登録等)

第6条 こども医療費の支給を受けようとするこどもの保護者は、規則で定めるところにより、市長に受給資格者の登録の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容を審査し、適当と認める場合は、当該こどもの保護者であり、かつ、その主たる生計維持者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。ただし、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれかの者が当該こどもと同居している場合（当該いずれかの者が、当該こどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により受給資格者として認定したときは、規則で定めるところにより、当該受給資格者に受給資格証を交付しなければならない。

(支給の方法)

第5条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となるこどもが市長の指定する 保険医療機関等において医療を受けたときは、当該保険医療機関等の請求により、当該医療に係るこども医療費を \_\_\_\_\_ 当該保険医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた対象となるこどもの保護者 \_\_\_\_\_ に対してこども医療費の支給があったものとみなす。

(受給資格の登録)

第6条 こども医療費の支給を受けようとするこどもの保護者（以下「申請者」という。）は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、こども医療費の受給資格の登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づきこの条例に定めるこども医療費の支給対象と認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。
- 3 受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証を提示しなければならない。

4 受給資格者は、対象となる子どもが保険医療機関等において医療を受けようとするときは、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による電子資格確認等により対象となる子どもであることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。

(支給金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により子ども医療費の支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金等の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(支給金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正手段により子ども医療費の支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金等の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。